

令和6年12月5日

徳島大学発ベンチャー企業代表者 各位

徳島大学
研究支援・産官学連携センター
安全保障輸出管理責任者

安全保障輸出管理の徹底のお願い

近年、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念に対し、リスク軽減の観点から研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を確保することが強く要請されています。

については、本学発ベンチャー企業の皆様におかれましても、外国の政府機関・大学・企業等との取引や活動（貨物輸出、技術提供、共同研究、外国資金の受入れ、出張等）や、外国人研究者・留学生等との交流が行われる際には、下記の点にご留意の上、外為法をはじめとする関係法令等を遵守し、安全保障輸出管理の徹底及び研究インテグリティの確保に取り組んでいただくようお願いいたします。

※ 法令により各社において実施することが義務付けられています。

記

1. 輸出管理が必要となるケースについて、以下に例示する取引や活動が外為法上の許可が必要になる場合がある。
 - ① 外国企業等への製品の販売または技術提供
 - ② 外国の大学や企業との共同研究の実施その他の研究協力
 - ③ 研究試料の持ち出し、海外送付
 - ④ 外国からの研究者等の訪問・雇用
 - ⑤ 非公開の後援会・展示会
2. 居住者への技術の提供であっても、当該居住者が非居住者へ技術を提供する取引と事実上同一と考えられるほどに当該非居住者から強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する場合には、「みなし輸出」管理の対象となります。

特定類型とは、以下の①から③のような類型をいいます。

特定類型①：契約に基づき、外国政府・大学等の支配下にある者

特定類型②：経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者

特定類型③：上記の他、国内において外国政府等の指示の下で行動する者

【参考】

<安全保障輸出管理>

経済産業省 <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

<研究インテグリティ>

文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/integrity/index.html

以上